

表5-27-1 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果

(評価指標 : Lden、単位 : dB)

測定場所	測定機関	環境基準地域類型	H31	R1								R2			平均	環境基準適合状況	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
伊丹市	桜台小学校	県	I	57.8	57.5	57.7	57.7	57.0	57.8	58.2	58.2	58.1	57.7	57.4	56.6	58	×
	花里小学校	県	I	56.7	56.4	56.5	56.1	56.1	56.2	56.8	57.2	57.1	56.7	56.5	55.3	57	○
	緑ヶ丘センター	会社	I	59.0	58.0	58.0	57.4	57.3	57.8	58.7	59.7	59.6	59.2	59.1	57.9	59	×
	北野センター	会社	I	57.7	57.4	57.7	57.3	56.4	57.3	57.8	57.6	57.7	57.6	57.2	57.0	57	○
	西桑津会館	市	II	62.2	61.8	61.9	60.9	61.0	61.8	62.6	63.0	62.9	(62.4)	(62.7)	(62.5)	(62)	○
川西市	西猪名公園	県	II	64.5	64.9	65.1	64.8	65.0	64.7	64.8	64.6	64.7	64.4	64.1	63.3	65	×
	久代小学校	会社	I	62.4	62.4	62.9	63.0	62.7	62.5	62.8	62.7	62.7	62.5	62.2	61.6	63	×
宝塚市	長尾南会館	県	I	50.2	52.4	50.6	50.4	52.9	49.9	50.3	49.7	50.4	50.9	49.9	50.6	51	○
	安倉中学校	会社	I	55.0	55.0	55.2	55.0	54.5	54.8	55.2	55.3	55.4	55.3	55.0	54.6	55	○
西宮市	阪神特別支援学校	会社	I	53.7	53.7	53.4	53.1	53.4	53.4	54.0	54.1	54.0	53.9	53.4	52.6	54	○
尼崎市	武庫北小学校	県	I	54.6	54.4	54.4	53.9	53.7	54.4	54.9	55.2	55.0	54.8	54.4	53.5	55	○

- 〔備考〕 1. 平成25年度からの環境基準地域類型 I は、専ら住居の用に供する地域で基準値はLden 57dB以下、類型 II は、I 以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値はLden 62dB以下。
 2. 各月の欄の () 内は平成31年1月、2月、3月のデータ、「平均」欄の () 内は平成31年(暦年)の平均値である。
 3. 測定機関が会社とあるものは、2019年度版大阪国際空港騒音調査年報(関西エアポート株式会社)による。
 測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム2019年騒音調査年報(伊丹市総合政策部空港・広報戦略室)による。

表5-27-2 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果

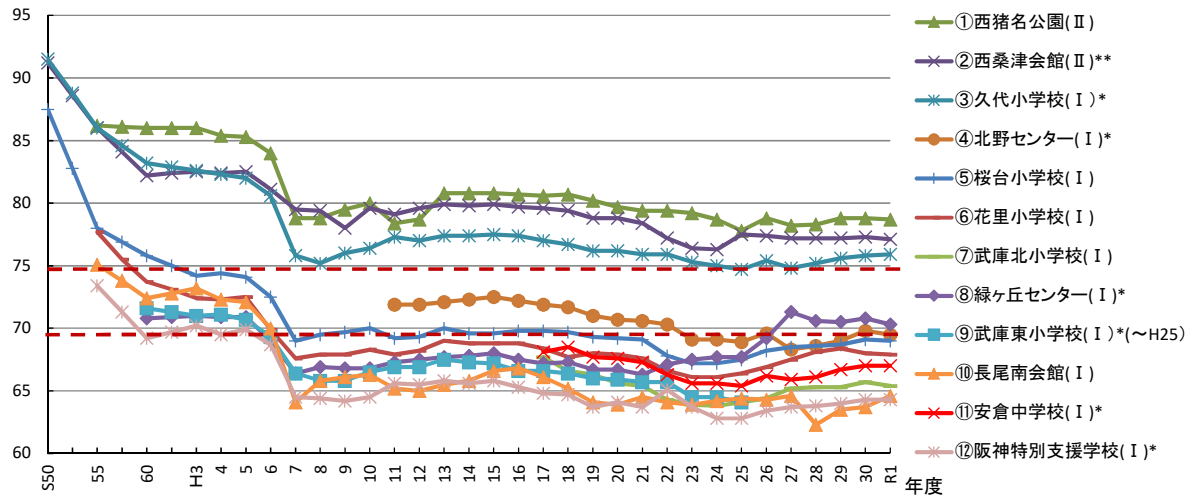
(単位：WECPNL)

測定場所		測定機関	環境基準地域類型	H31 4月	R1 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2 1月	2月	3月	平均	旧環境基準適合状況
伊丹市	桜台小学校	県	I	69.2	68.8	69.1	69.0	68.6	69.5	69.8	69.5	69.0	68.8	68.4	67.6	69.0	○
	花里小学校	県	I	68.2	68.0	68.0	67.3	67.7	67.8	68.2	68.6	68.4	68.2	67.9	66.7	67.9	○
	緑ヶ丘センター	会社	I	71.0	69.8	69.9	69.0	69.0	69.9	70.6	71.4	71.1	70.7	70.7	69.5	70.3	×
	北野センター	会社	I	70.1	69.6	70.0	69.6	68.9	70.0	70.2	69.5	69.3	69.4	68.8	68.8	69.5	○
	西桑津会館	市	II	77.1	76.8	76.9	76.1	76.4	76.8	77.5	77.8	77.6	(77.1)	(77.4)	(77.4)	(77.1)	×
川西市	西猪名公園	県	II	78.5	79.1	79.5	79.1	79.6	79.0	78.9	78.4	78.5	78.0	77.9	77.0	78.7	×
	久代小学校	会社	I	75.7	75.8	76.5	76.6	76.6	76.3	76.2	75.8	75.6	75.2	75.1	74.2	75.9	×
宝塚市	長尾南会館	県	I	64.0	66.8	64.6	63.9	67.2	64.1	64.2	63.1	63.2	64.2	63.1	64.0	64.6	○
	安倉中学校	会社	I	67.1	67.0	67.3	67.0	66.8	67.2	67.5	67.1	66.9	67.0	66.5	66.1	67.0	○
西宮市	阪神特別支援学校	会社	I	64.3	64.7	64.4	63.6	64.5	64.4	65.0	64.7	64.3	64.5	63.7	63.1	64.3	○
尼崎市	武庫北小学校	県	I	65.7	65.6	65.5	64.5	64.8	65.5	66.0	66.2	65.8	65.7	65.2	64.4	65.4	○

- 〔備考〕 1. 平成24年度までの環境基準地域類型Ⅰは、専ら住居の用に供する地域で基準値は70WECPNL以下、類型Ⅱは、Ⅰ以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値は75WECPNL以下。
 2. 各月の欄の()内は平成31年1月、2月、3月のデータ、「平均」欄の()内は平成31年(暦年)の平均値である。
 3. 測定機関が会社とあるものは、2019年度版大阪国際空港騒音調査年報(関西エアポート株式会社)による。
 測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム2019年騒音調査年報(伊丹市総合政策部空港・広報戦略室)による。

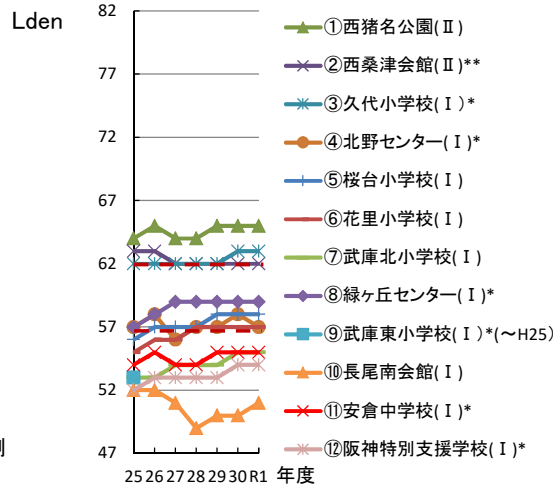
図5-28 大阪国際空港周辺航空機騒音の経年変化

WECPNL



(上図)WECPNLの推移
【WECPNL】
平成24年度までの
環境基準評価指標
I 類型 70 WECPNL
II 類型 75 WECPNL

(右図)Ldenの推移
【Lden】
平成25年度からの
環境基準評価指標
I 類型 57 dB
II 類型 62 dB



* の測定局は平成24年度まで国による測定で暦年単位。
平成25年度からは新関西国際空港(株)による測定で年度単位。
平成28年度からは関西エアポート(株)による測定で年度単位。
**の測定局は伊丹市による測定で暦年単位。

注:長尾南会館測定局は平成27年7月29日~平成28年6月30日欠測
花里小学校測定局は平成30年9月4日~平成31年1月25日欠測

表5-29 淡路島における航空機騒音の測定結果

(評価指標:Lden、単位:dB)

測定地点	令和元年度				
	測定期間	Lden			適合状況
		最大	最小	平均	
南あわじ市沼島 沼島小学校	6/8~6/14	45	42	44	○

※適合状況はI類型の環境基準（Lden 57dB）と比較した場合である。

図 5-30 航空機騒音対策の体系図

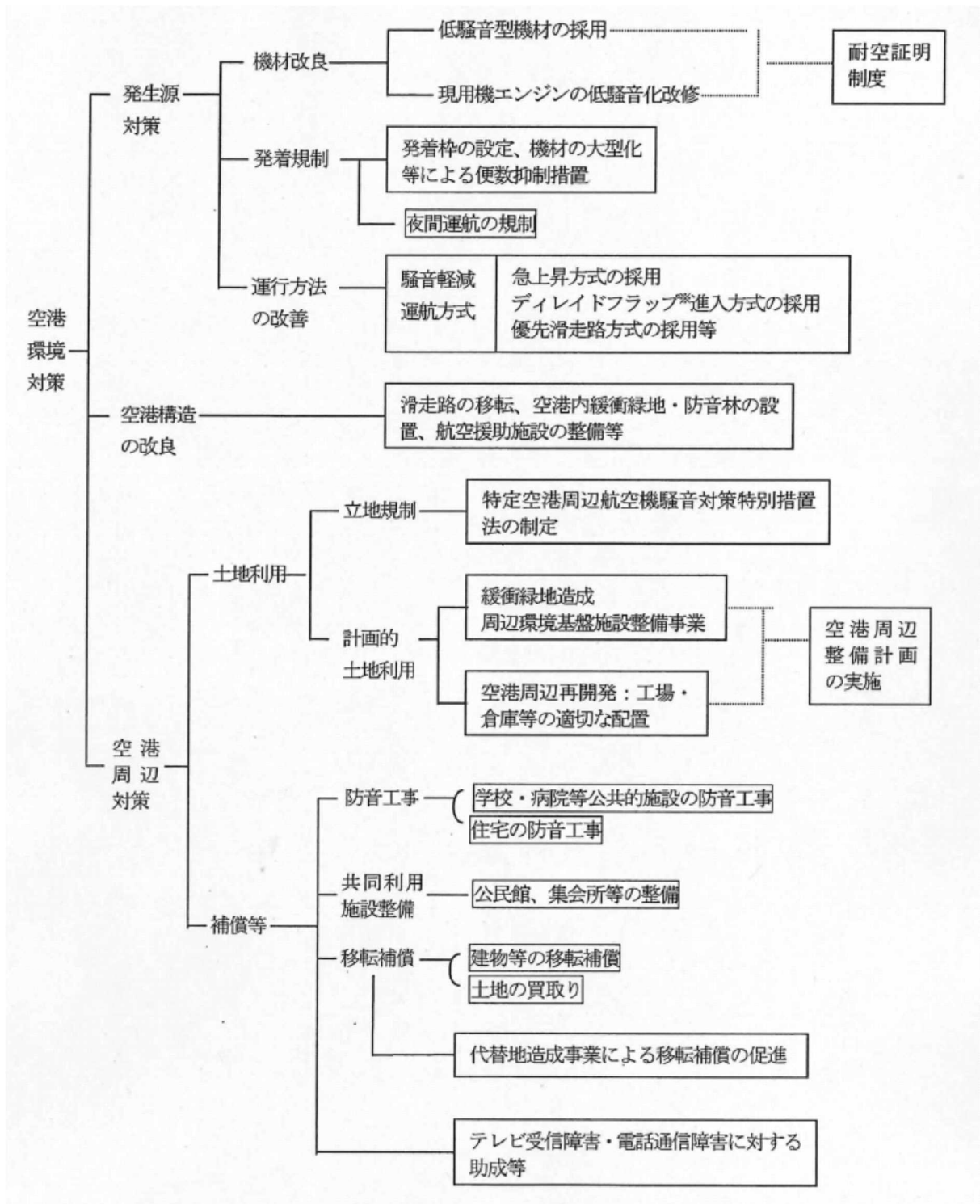


表5-31 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地域 類型	測定場所 (線路最寄り 地点の地名)	測定 年月日	騒音測定結果 (dB(A))			振動測定結果 (dB)			全測定 本数 上り/ 下り	用途 地域	東京起点 の距離 (km)	測定地点 側の軌道 の別	構造物の種類		防音壁の種類		
			12.5m 地点	25m 地点	50m 地点	12.5m 地点	25m 地点	50m 地点					種類	軌道面 の高さ (m)	軌道の 種類	種類	レール から の高さ (m)
I	伊丹市南野	R2.1.14	70	67	63	56	52	46	10/10	第2中高	526.830	上り	ケタ	7.6	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2.45
	加古川市尾上町 長田	R1.6.13	69	67	65	65	59	46	11/9	第1住居	585.300	下り	ラーメン	9.8	バラスト	直型	2.45
	高砂市松陽	R2.2.20	<u>71</u>	69	66	61	57	51	10/10	第1住居	591.000	下り	ラーメン	6.8	バラスト	直型	2.45
	揖保郡太子町 東南	R2.3.15	<u>72</u>	<u>72</u>	*	63	57	* 50	10/10	第1中高	611.050	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直型	1.75
	たつの市揖保町 西構	R2.3.15	<u>71</u>	70	70	64	59	47	10/10	調整	614.480	上り	ラーメン	8.4	バラスト	直型+ 吸音板 あり	2.25
	相生市那波野	R2.1.31	<u>72</u>	70	66	61	56	46	13/11	第1住居	619.440	下り	ラーメン	7.5	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	1.95
	赤穂市真殿門前	R1.12.3	<u>71</u>	70	68	58	52	49	9/13	調整	629.140	下り	ラーメン	10.5	バラスト	直型+ ラムダ	2.45

- * : 53m地点での測定結果
(備考) 1. 騒音の環境基準地域類型Iは主として住居の用に供される地域で基準値は70dB以下である。
2. 騒音の基準値超過にはアンダーラインを示した。
3. 振動の指針値は70dB以下である。
4. 兵庫県実施分のみ記載。